

1. NPT

核兵器の不拡散に関する条約

この条約を締結する国（以下「締約国」という。）は、

核戦争が全人類に惨害をもたらすものであり、したがって、このような戦争の危険を回避するためにあらゆる努力を払い、及び人民の安全を保障するための措置をとることが必要であることを考慮し、

核兵器の拡散が核戦争の危険を著しく増大させるものであることを信じ、

核兵器の一層広範にわたる分散の防止に関する協定を締結することを要請する国際連合総会の諸決議に従い、

平和的な原子力活動に対する国際原子力機関の保障措置の適用を容易にすることについて協力することを約束し、

一定の枢要な箇所において機器その他の技術的手段を使用することにより原料物質及び特殊核分裂性物質の移動に対して効果的に保障措置を適用するという原則を、国際原子力機関の保障措置制度のわく内で適用することを促進するための研究、開発その他の努力に対する支持を表明し、

核技術の平和的応用の利益（核兵器国が核爆発装置の開発から得ることができるすべての技術上の副産物を含む。）が、平和的目的のため、すべての締約国（核兵器国であるか非核兵器国であるかを問わない。）に提供されるべきであるという原則を確認し、

この原則を適用するに当たり、すべての締約国が、平和的目的のための原子力の応用を一層発展させるため可能な最大限度まで科学的情報を交換することに参加し、及び単独で又は他の国と協力してその応用の一層の発展に貢献する権利を有することを確信し、

核軍備競争の停止をできる限り早期に達成し、及び核軍備の縮小の方向で効果的な措置をとる意図を宣言し、

この目的の達成についてすべての国が協力することを要請し、

千九百六十三年の大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約の締約国が、同条約前文において、核兵器のすべての実験的爆発の永久的停止の達成を求め及びそのために交渉を継続する決意を表明したことを想起し、

厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約に基づき核兵器の製造を停止し、貯蔵されたすべての核兵器を廃棄し、並びに諸国の軍備から核兵器及びその運搬手段を除去することを容易にするため、国際間の緊張の緩和及び諸国間の信頼の強化を促進することを希望し、

諸国が、国際連合憲章に従い、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないこと並びに国際の平和及び安全の確立及び維持が世界の人的及び経済的資源の軍備のための転用を最も少なくして促進されなければならないことを想起して、

次のとおり協定した。

第一条

締約国である各核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者に対しても直接又は間接に移譲しないこと及び核兵器その他の核爆発装置の製造若しくはその他の方法による取得又は核兵器その他の核爆発装置の管理の取得につきいかなる非核兵器国に対しても何ら援助、奨励又は勧誘を行わないことを約束する。

第二条

締約国である各非核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者からも直接又は間接に受領しないこと、核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しないこと及び核兵器その他の核爆発装置の製造についていかなる援助をも求めず又は受けないことを約束する。

第三条

1 締約国である各非核兵器国は、原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されることを防止するため、この条約に基づいて負う義務の履行を確認することのみを目的として国際原子力機関憲章及び国際原子力機関の保障措置制度に従い国際原子力機関との間で交渉しかつ締結する協定に定められる保障措置を受諾することを約束する。この条の規定によって必要とされる保障措置の手続は、原料物質又は特殊核分裂性物質につき、それが主要な原子力施設において生産され、処理され若しくは使用されているか又は主要な原子力施設の外にあるかを問わず、遵守しなければならない。この条の規定によって必要とされる保障措置は、当該非核兵器国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問わずその管理の下で行われるすべての平和的な原子力活動に係るすべての原料物質及び特殊核分裂性物質につき、適用される。

2 各締約国は、(a) 原料物質若しくは特殊核分裂性物質又は(b) 特殊核分裂性物質の処理、使用若しくは生産のために特に設計され若しくは作成された設備若しくは資材を、この条の規

定によって必要とされる保障措置が当該原料物質又は当該特殊核分裂性物質について適用されない限り、平和的目的のためいかなる非核兵器国にも供給しないことを約束する。

3 この条の規定によって必要とされる保障措置は、この条の規定及び前文に規定する保障措置の原則に従い、次条の規定に適合する態様で、かつ、締約国の経済的若しくは技術的發展又は平和的な原子力活動の分野における国際協力（平和的目的のため、核物質及びその処理、使用又は生産のための設備を国際的に交換することを含む。）を妨げないような態様で、実施するものとする。

4 締約国である非核兵器国は、この条に定める要件を満たすため、国際原子力機関憲章に従い、個々に又は他の国と共同して国際原子力機関と協定を締結するものとする。その協定の交渉は、この条約が最初に効力を生じた時から百八十日以内に開始しなければならない。この百八十日の期間の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その協定の交渉は、当該寄託の日までに開始しなければならない。その協定は、交渉開始の日の後十八箇月以内に効力を生ずるものとする。

第四条

1 この条約のいかなる規定も、無差別にかつ第一条及び第二条の規定に従って平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を發展させることについてのすべての締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

2 すべての締約国は、原子力の平和的利用のため設備、資材並びに科学的及び技術的情報を可能な最大限度まで交換することを容易にすることを約束し、また、その交換に参加する権利を有する。締約国は、また、可能なときは、単独で又は他の国若しくは国際機関と共同して、世界の開發途上にある地域の必要に妥当な考慮を払って、平和的目的のための原子力の応用、特に締約国である非核兵器国の領域におけるその応用の一層の發展に貢献することに協力する。

第五条

各締約国は、核爆発のあらゆる平和的応用から生ずることのある利益が、この条約に従い適当な国際的監視の下でかつ適当な国際的手続により無差別の原則に基づいて締約国である非核兵器国に提供されること並びに使用される爆発装置についてその非核兵器国の負担する費用が、できる限り低額であり、かつ、研究及び開発のためのいかなる費用をも含まないことを確保するため、適当な措置をとることを約束する。締約国である非核兵器国は、特別の国際協定に従い、非核兵器国が十分に代表されている適当な国際機関を通じてこのような利益を享受することができる。この問題に関する交渉は、この条約が効力を生じた後できる限り速やかに開始するものとする。締約国である非核兵器国は、希望するときは、二国間協定によってもこのような利益を享受することができる。

第六条

各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。

第七条

この条約のいかなる規定も、国の集団がそれらの国の領域に全く核兵器の存在しないことを確保するため地域的な条約を締結する権利に対し、影響を及ぼすものではない。

第八条

1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案は、寄託国政府に提出するものとし、寄託国政府は、これをすべての締約国に配布する。その後、締約国の三分の一以上の要請があつたときは、寄託国政府は、その改正を審議するため、すべての締約国を招請して会議を開催する。

2 この条約のいかなる改正も、すべての締約国の過半数の票（締約国であるすべての核兵器国の票及び改正案が配布された日に国際原子力機関の理事国である他のすべての締約国の票を含む。）による議決で承認されなければならない。その改正は、すべての締約国の過半数の改正の批准書（締約国であるすべての核兵器国の改正の批准書及び改正案が配布された日に国際原子力機関の理事国である他のすべての締約国の改正の批准書を含む。）が寄託された時に、その批准書を寄託した各締約国について効力を生ずる。その後は、改正は、改正の批准書を寄託する他のいずれの締約国についても、その寄託の時に効力を生ずる。

3 前文の目的の実現及びこの条約の規定の遵守を確保するようにこの条約の運用を検討するため、この条約の効力発生の五年後にスイスのジュネーヴで締約国の会議を開催する。その後五年ごとに、締約国の過半数が寄託国政府に提案する場合には、条約の運用を検討するという同様の目的をもって、更に会議を開催する。

第九条

1 この条約は、署名のためすべての国に開放される。この条約が3の規定に従って効力を生ずる前にこの条約に署名しない国は、いつでもこの条約に加入することができる。

2 この条約は、署名国によって批准されなければならない。批准書及び加入書は、ここに寄託国政府として指定されるグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ソヴィエト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の政府に寄託する。

3 この条約は、その政府が条約の寄託者として指定される国及びこの条約の署名国である他の四十の国が批准しかつその批准書を寄託した後に、効力を生ずる。この条約の適用上、「核兵器国」とは、千九百六十七年一月一日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう。

4 この条約は、その効力発生の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日に効力を生ずる。

5 寄託国政府は、すべての署名国及び加入国に対し、各署名の日、各批准書又は各加入書の寄託の日、この条約の効力発生の日、会議の開催の要請を受領した日及び他の通知を速やかに通報する。

6 この条約は、寄託国政府が国際連合憲章第百二条の規定に従って登録する。

第十条

1 各締約国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、その主権を行使してこの条約から脱退する権利を有する。当該締約国は、他のすべての締約国及び国際連合安全保障理事会に対し三箇月前にその脱退を通知する。その通知には、自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についても記載しなければならない。

2 この条約の効力発生の二十五年後に、条約が無期限に効力を有するか追加の一定期間延長されるかを決定するため、会議を開催する。その決定は、締約国の過半数による議決で行う。

第十一条

この条約は、英語、ロシア語、フランス語、スペイン語及び中国語をひとしく正文とし、寄託国政府に寄託される。この条約の認証謄本は、寄託国政府が署名国政府及び加入国政府に送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。千九百六十八年七月一日にロンドン市、モスクワ市及びワシントン市で本書三通を作成した。

条約署名の際の日本国政府声明

(1970年2月3日)

日本国政府は、核兵器の拡散が核戦争の危険を増大させると信じており、核兵器の拡散を防止することは世界平和維持に関する日本国政府の政策と一致するものであるので、この条約の精神に賛成してきた。

日本国政府は、以下に述べる基本的考え方に基づきこの条約に署名する。

日本国政府は、この条約が核軍縮の第一歩になるものと確信し、またこの条約を効果あらしめるため、できるだけ多くの国がこの条約に参加することを望むものである。特に、核兵器を保有していながら、未だこの条約に参加の意図を示していないフランス共和国政府及び中華人民共和国政府が速やかに条約に参加して、核軍縮のための交渉を誠実に行なうよう希望するが、それまでの間でも、この条約の目的に反するような行動をとらないよう希望する。

この条約は現在の核兵器国に対してのみ核兵器の保有を認めるものである。このような差別はすべての核兵器国が核兵器を自国の軍備から撤廃することによって窮極的には解消されなければならないものであるが、それまでの間核兵器国は特別な地位にあると同時に特別の責任を負うものであるとの自覚がなければならない。

この条約は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理の取得のみを禁止の対象とするものである。従って、非核兵器国は、この条約によって、原子力平和利用の研究、開発、実施及びこれらのための国際協力をいかなる意味においても妨げられてはならないし、これらの活動のいかなる面においても差別的な取扱いをされてはならない。

日本国政府は、以上の基本的考え方に基づき次の諸点に強い関心を有することを表明する。

これらの問題は、日本国政府が本条約を批准するに当たり、また将来条約締約国として条約運用の再検討に参加する際においても、強い関心を払うであろうことを強調する。

I. 軍縮および安全保障

1. この条約の第6条で、締約国は、「核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行なうことを約束」している。日本国政府は、特に核兵器国がこの約束に従い、具体的な核軍縮措置をとることが、この条約の目的実現のため必要であると考え、わが国も軍縮委員会のメンバーとして、軍縮の促進に協力する考えである。

2. 日本国政府は条約の前文に、「諸国が、国際連合憲章に従い、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使をいかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」との規定が設けられたことを重視し、核兵器国が非核兵器国に対し、核兵器を使用し又はその威嚇をしてはならないことを強調する。

3. 同様に、日本国政府は、核兵器の使用を伴う侵略の犠牲又はそのような侵略の威嚇の対象となった条約締約国である非核兵器国に対しては、国連憲章に従い、援助提供のため直ちに安全保障理事会の行動を求める意図がある旨確認した米、英、ソの宣言を重視すると共に、核兵器国が非核兵器国の安全保障のための実効ある措置につき更に検討を続けることを希望する。

4. 日本国政府は、条約批准までの間、軍縮交渉の推移、安全保障理事会による非核兵器国の安全保障のための決議の実施状況に注目すると共にその他日本国の国益確保の上から考慮すべき問題につき引き続き慎重に検討するであろう。

5. 日本国政府は、条約第10条に、「各締約国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認めるときは、その主権の行使として、この条約から脱退する権利を有する。」と規定されていることに留意する。

II. 原子力平和利用

1. わが国がこの条約の第3条に基づき国際原子力機関との間に締結する保障措置協定の内容は、他の締約国が個別的にまたは他の国と共同して国際原子力機関との間に締結する保障措置協定の内容に比して、わが国にとり、実質的に不利な取扱いとなることがあってはならない。日本国政府としては、この点を十分考慮した上で条約の批准手続をとる考えである。

2. 日本国政府は、核兵器国である米国及び英国の政府が自国の安全保障に直接関係のないすべての原子力活動に国際原子力機関の保障措置適用を受諾するとの意思表示を行なったことを条約を補完する措置として高く評価し、この保証が忠実に実行されることに最大の関心を有する。また他の核兵器国が同様の措置をとることを強く希望する。

3. 保障措置は、核燃料サイクルの枢要な箇所において適用されるとの原則に従い、かつその手続は、費用対効果の原則を考慮し合理的であり、可能な限り各国の管理制度を活用し、できる限り簡素なものでなければならない。さらに保障措置の適用によって、産業機密の漏洩その他産業活動が阻害されることがないように十分な措置が講じられなければならない。日本国政府としては、国際原子力機関が技術の進歩に照して、上記の方向で保障措置の内容が改善されるよう不断の努力を行なうことを希望するものであり、日本国政府としてもこれに協力する用意があるが、この目的のため関係国の協力を望むものである。

4. 保障措置適用の対象となる非核兵器国は、保障措置適用の費用に関し、不当な負担を課されないものと了解する。

5. この条約の第3条に基づきわが国が国際原子力機関との間に締結する保障措置協定に従って保障措置が適用されるときは、現行のわが国と米国、英国又はカナダとの間の原子力平和利用における協力にかかる現行の保障措置は、これによって代置されるよう措置されるべきものとする。

6. 原子力の平和利用及び核爆発の平和的応用のための国際協力に関するこの条約の第4条及び第5条の規定は具体的措置によって促進されなければならない。特に核兵器その他の核爆発装置の製造にも利用し得るとの理由によって非核兵器国におけるいかなる原子力平和利用活動も禁止もしくは制限され、又は、非核兵器国に対する原子力平和利用に関する情報、物質、設備若しくは資材等の移転も拒否されてはならない。

Decision 2

PRINCIPLES AND OBJECTIVES FOR NUCLEAR NON-PROLIFERATION AND DISARMAMENT

The Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons,

Reaffirming the preamble and articles of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons,

Welcoming the end of the cold war, the ensuing easing of international tension and the strengthening of trust between States,

Desiring a set of principles and objectives in accordance with which nuclear non-proliferation, nuclear disarmament and international cooperation in the peaceful uses of nuclear energy should be vigorously pursued and progress, achievements and shortcomings evaluated periodically within the review process provided for in article VIII, paragraph 3, of the Treaty, the enhancement and strengthening of which is welcomed,

Reiterating the ultimate goals of the complete elimination of nuclear weapons and a treaty on general and complete disarmament under strict and effective international control,

The Conference affirms the need to continue to move with determination towards the full realization and effective implementation of the provisions of the Treaty, and accordingly adopts the following principles and objectives:

Universality

1. Universal adherence to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons is an urgent priority. All States not yet party to the Treaty are called upon to accede to the Treaty at the earliest date, particularly those States that operate unsafeguarded nuclear facilities. Every effort should be made by all States parties to achieve this objective.

Non-proliferation

2. The proliferation of nuclear weapons would seriously increase the danger of

nuclear war. The Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons has a vital role to play in preventing the proliferation of nuclear weapons. Every effort should be made to implement the Treaty in all its aspects to prevent the proliferation of nuclear weapons and other nuclear explosive devices, without hampering the peaceful uses of nuclear energy by States parties to the Treaty.

Nuclear disarmament

3. Nuclear disarmament is substantially facilitated by the easing of international tension and the strengthening of trust between States which have prevailed following the end of the cold war. The undertakings with regard to nuclear disarmament as set out in the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons should thus be fulfilled with determination. In this regard, the nuclear-weapon States reaffirm their commitment, as stated in article VI, to pursue in good faith negotiations on effective measures relating to nuclear disarmament.

4. The achievement of the following measures is important in the full realization and effective implementation of article VI, including the programme of action as reflected below:

(a) The completion by the Conference on Disarmament of the negotiations on a universal and internationally and effectively verifiable Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty no later than 1996. Pending the entry into force of a Comprehensive Test-Ban Treaty, the nuclear-weapon States should exercise utmost restraint;

(b) The immediate commencement and early conclusion of negotiations on a non-discriminatory and universally applicable convention banning the production of fissile material for nuclear weapons or other nuclear explosive devices, in accordance with the statement of the Special Coordinator of the Conference on Disarmament and the mandate contained therein;

(c) The determined pursuit by the nuclear-weapon States of systematic and progressive efforts to reduce nuclear weapons globally, with the ultimate goals of eliminating those weapons, and by all States of general and complete disarmament under strict and effective international control.

Nuclear-weapon-free zones

5. The conviction that the establishment of internationally recognized

nuclear-weapon-free zones, on the basis of arrangements freely arrived at among the States of the region concerned, enhances global and regional peace and security is reaffirmed.

6. The development of nuclear-weapon-free zones, especially in regions of tension, such as in the Middle East, as well as the establishment of zones free of all weapons of mass destruction, should be encouraged as a matter of priority, taking into account the specific characteristics of each region. The establishment of additional nuclear-weapon-free zones by the time of the Review Conference in the year 2000 would be welcome.

7. The cooperation of all the nuclear-weapon States and their respect and support for the relevant protocols is necessary for the maximum effectiveness of such nuclear-weapon-free zones and the relevant protocols.

Security assurances

8. Noting United Nations Security Council resolution 984 (1995), which was adopted unanimously on 11 April 1995, as well as the declarations of the nuclear-weapon States concerning both negative and positive security assurances, further steps should be considered to assure non-nuclear-weapon States party to the Treaty against the use or threat of use of nuclear weapons. These steps could take the form of an internationally legally binding instrument.

Safeguards

9. The International Atomic Energy Agency is the competent authority responsible to verify and assure, in accordance with the statute of the Agency and the Agency's safeguards system, compliance with its safeguards agreements with States parties undertaken in fulfilment of their obligations under article III, paragraph 1, of the Treaty, with a view to preventing diversion of nuclear energy from peaceful uses to nuclear weapons or other nuclear explosive devices. Nothing should be done to undermine the authority of the International Atomic Energy Agency in this regard. States parties that have concerns regarding non-compliance with the safeguards agreements of the Treaty by the States parties should direct such concerns, along with supporting evidence and information, to the Agency to consider, investigate, draw conclusions and decide on necessary actions in accordance with its mandate.

10. All States parties required by article III of the Treaty to sign and bring into

force comprehensive safeguards agreements and which have not yet done so should do so without delay.

11. International Atomic Energy Agency safeguards should be regularly assessed and evaluated. Decisions adopted by its Board of Governors aimed at further strengthening the effectiveness of Agency safeguards should be supported and implemented and the Agency's capability to detect undeclared nuclear activities should be increased. Also, States not party to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons should be urged to enter into comprehensive safeguards agreements with the Agency.

12. New supply arrangements for the transfer of source or special fissionable material or equipment or material especially designed or prepared for the processing, use or production of special fissionable material to non-nuclear-weapon States should require, as a necessary precondition, acceptance of the Agency's full-scope safeguards and internationally legally binding commitments not to acquire nuclear weapons or other nuclear explosive devices.

13. Nuclear fissile material transferred from military use to peaceful nuclear activities should, as soon as practicable, be placed under Agency safeguards in the framework of the voluntary safeguards agreements in place with the nuclear-weapon States. Safeguards should be universally applied once the complete elimination of nuclear weapons has been achieved.

Peaceful uses of nuclear energy

14. Particular importance should be attached to ensuring the exercise of the inalienable right of all the parties to the Treaty to develop research, production and use of nuclear energy for peaceful purposes without discrimination and in conformity with articles I, II as well as III of the Treaty.

15. Undertakings to facilitate participation in the fullest possible exchange of equipment, materials and scientific and technological information for the peaceful uses of nuclear energy should be fully implemented.

16. In all activities designed to promote the peaceful uses of nuclear energy, preferential treatment should be given to the non-nuclear-weapon States party to the Treaty, taking the needs of developing countries particularly into account.

17. Transparency in nuclear-related export controls should be promoted within the

framework of dialogue and cooperation among all interested States party to the Treaty.

18. All States should, through rigorous national measures and international cooperation, maintain the highest practicable levels of nuclear safety, including in waste management, and observe standards and guidelines in nuclear materials accounting, physical protection and transport of nuclear materials.

19. Every effort should be made to ensure that the International Atomic Energy Agency has the financial and human resources necessary to meet effectively its responsibilities in the areas of technical cooperation, safeguards and nuclear safety. The Agency should also be encouraged to intensify its efforts aimed at finding ways and means for funding technical assistance through predictable and assured resources.

20. Attacks or threats of attack on nuclear facilities devoted to peaceful purposes jeopardize nuclear safety and raise serious concerns regarding the application of international law on the use of force in such cases, which could warrant appropriate action in accordance with the provisions of the Charter of the United Nations.

The Conference requests that the President of the Conference bring the present decision, the decision on strengthening the review process for the Treaty and the decision on the extension of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, to the attention of the heads of State or Government of all States and seek their full cooperation on these documents and in the furtherance of the goals of the Treaty.

Resolution on the Middle East

The Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons,

Reaffirming the purpose and provisions of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons,

Recognizing that, pursuant to article VII of the Treaty, the establishment of nuclear-weapon-free zones contributes to strengthening the international non-proliferation regime,

Recalling that the Security Council, in its statement of 31 January 1992, a/ affirmed that the proliferation of nuclear and all other weapons of mass destruction constituted a threat to international peace and security,

Recalling also General Assembly resolutions adopted by consensus supporting the establishment of a nuclear-weapon-free zone in the Middle East, the latest of which is resolution 49/71 of 15 December 1994,

Recalling further the relevant resolutions adopted by the General Conference of the International Atomic Energy Agency concerning the application of Agency safeguards in the Middle East, the latest of which is GC(XXXVIII)/RES/21 of 23 September 1994, and noting the danger of nuclear proliferation, especially in areas of tension,

Bearing in mind Security Council resolution 687 (1991) and in particular paragraph 14 thereof,

Noting Security Council resolution 984 (1995) and paragraph 8 of the decision on principles and objectives for nuclear non-proliferation and disarmament adopted by the Conference on 11 May 1995,

Bearing in mind the other decisions adopted by the Conference on 11 May 1995,

1. Endorses the aims and objectives of the Middle East peace process and recognizes that efforts in this regard, as well as other efforts, contribute to, inter alia, a Middle East zone free of nuclear weapons as well as other weapons of mass destruction;

2. Notes with satisfaction that, in its report (NPT/CONF. 1995/MC. III/1), Main Committee III of the Conference recommended that the Conference "call on those remaining States not parties to the Treaty to accede to it, thereby accepting an international legally binding commitment not to acquire nuclear weapons or nuclear explosive devices and to accept International Atomic Energy Agency safeguards on all their nuclear activities";

3. Notes with concern the continued existence in the Middle East of unsafeguarded nuclear facilities, and reaffirms in this connection the recommendation contained in section VI, paragraph 3, of the report of Main Committee III urging those non-parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons that operate unsafeguarded nuclear facilities to accept full-scope International Atomic Energy Agency safeguards;

4. Reaffirms the importance of the early realization of universal adherence to the Treaty, and calls upon all States of the Middle East that have not yet done so, without exception, to accede to the Treaty as soon as possible and to place their nuclear facilities under full-scope International Atomic Energy Agency safeguards;

5. Calls upon all States in the Middle East to take practical steps in appropriate forums aimed at making progress towards, inter alia, the establishment of an effectively verifiable Middle East zone free of weapons of mass destruction, nuclear, chemical and biological, and their delivery systems, and to refrain from taking any measures that preclude the achievement of this objective;

6. Calls upon all States party to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, and in particular the nuclear-weapon States, to extend their cooperation and to exert their utmost efforts with a view to ensuring the early establishment by regional parties of a Middle East zone free of nuclear and all other weapons of mass destruction and their delivery systems.

Decision 1

STRENGTHENING THE REVIEW PROCESS FOR THE TREATY

1. The Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons examined the implementation of article VIII, paragraph 3, of the Treaty and agreed to strengthen the review process for the operation of the Treaty with a view to assuring that the purposes of the Preamble and the provisions of the Treaty are being realized.

2. The States party to the Treaty participating in the Conference decided, in accordance with article VIII, paragraph 3, that Review Conferences should continue to be held every five years and that, accordingly, the next Review Conference should be held in the year 2000.

3. The Conference decided that, beginning in 1997, the Preparatory Committee should hold, normally for a duration of 10 working days, a meeting in each of the three years prior to the Review Conference. If necessary, a fourth preparatory meeting may be held in the year of the Conference.

4. The purpose of the Preparatory Committee meetings would be to consider principles, objectives and ways in order to promote the full implementation of the Treaty, as well as its universality, and to make recommendations thereon to the Review Conference. These include those identified in the decision on principles and objectives for nuclear non-proliferation and disarmament, adopted on 11 May 1995. These meetings should also make the procedural preparations for the next Review Conference.

5. The Conference also concluded that the present structure of three Main Committees should continue and the question of an overlap of issues being discussed in more than one Committee should be resolved in the General Committee, which would coordinate the work of the Committees so that the substantive responsibility for the preparation of the report with respect to each specific issue is undertaken in only one Committee.

6. It was also agreed that subsidiary bodies could be established within the respective Main Committees for specific issues relevant to the Treaty, so as to provide for a focused consideration of such issues. The establishment of such subsidiary bodies would be recommended by the Preparatory Committee for each Review Conference in relation to the specific objectives of the Review Conference.

7. The Conference further agreed that Review Conferences should look forward as well as back. They should evaluate the results of the period they are reviewing, including the implementation of undertakings of the States parties under the Treaty, and identify the areas in which, and the means through which, further progress should be sought in the future. Review Conferences should also address specifically what might be done to strengthen the implementation of the Treaty and to achieve its universality.

Decision 3

EXTENSION OF THE TREATY ON THE NON-PROLIFERATION OF NUCLEAR WEAPONS

The Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons,

Having convened in New York from 17 April to 12 May 1995, in accordance with article VIII, paragraph 3, and article X, paragraph 2, of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons,

Having reviewed the operation of the Treaty and affirming that there is a need for full compliance with the Treaty, its extension and its universal adherence, which are essential to international peace and security and the attainment of the ultimate goals of the complete elimination of nuclear weapons and a treaty on general and complete disarmament under strict and effective international control,

Having reaffirmed article VIII, paragraph 3, of the Treaty and the need for its continued implementation in a strengthened manner and, to this end, emphasizing the decision on strengthening the review process for the Treaty and the decision on principles and objectives for nuclear non-proliferation and disarmament, also adopted by the Conference,

Having established that the Conference is quorate in accordance with article X, paragraph 2, of the Treaty,

Decides that, as a majority exists among States party to the Treaty for its indefinite extension, in accordance with article X, paragraph 2, the Treaty shall continue in force indefinitely.

2000 年 NPT 運用検討会議最終文書案の概要

(2000 年 5 月 19 日第 6 回 NPT 運用検討会議で採択)

I 核軍縮

NPT 運用検討会議（以下、会議）は、NPT 第 6 条及び「核不拡散と核軍縮の原則と目標」（以下、原則と目標）第 3 及び 4 項(C)（核軍縮に向けた努力）を実施するための制度的及び漸進的な努力にかかる以下の実際の措置に同意した。

- (1) CTBT 早期発効
- (2) CTBT 発効までの核実験モラトリアム
- (3) 軍縮会議にカットオフ条約の即時交渉開始及び 5 年以内の妥結を含む作業計画に合意することを奨励
- (4) 軍縮会議において核軍縮を扱う適切な補助機関の即時設置を奨励。
- (5) 核兵器及びその他の軍備管理・削減措置への「不可逆性の原則」の適用
- (6) 核兵器の全面廃絶に対する核兵器国の明確な約束
- (7) START II 早期発効及びその完全な実施、速やかな START III 妥結、ABM 条約の維持・強化
- (8) IAEA・米ロ間の 3 者協定の妥結・実施
- (9) 国際的な安定を推進し、すべての国の安全が損なわれないことを原則として核兵器国が核軍縮に向けて取る措置
 - ・核兵器国による一方的核削減のための更なる努力
 - ・核兵器能力及び軍縮協定実施についての「透明性」の強化
 - ・非戦略核兵器の一層の削減（国際平和と安定の推進に資するための、一方的なイニシアティブを踏まえた、及び全体の核兵器削減措置の不可分な措置）
 - ・核兵器システムの運用ステータスの一層の低減のための具体的な合意措置
 - ・安全保障政策における核兵器の役割の低減（核兵器の使用のリスクを最小限に抑え、核兵器廃絶を促進するための措置）
 - ・すべての核兵器国による核廃絶に向けたプロセスへの関与
- (10) 余剰核分裂性物質の IAEA 等による国際管理、及び同物質の処分
- (11) 軍縮の究極的目標が実効的な国際管理の下での全面完全軍縮であることの再確認
- (12) NPT 第 6 条及び「原則と目標」（核軍縮努力）の実施についての定期的な情報提供（ICJ 勧告的意見を想起した措置）
- (13) 核軍縮のための検証能力の向上

II 核不拡散

1. 保障措置

- ・国際原子力機関（IAEA）の保障措置は、核不拡散体制の基本であること、また、保障措置の強化と効率化の重要性を確認。
- ・包括的保障措置協定の未締結国の早期締結、全ての締結国による追加議定書の早

期締結を推奨。特に、追加議定書などの締結促進のため、ＩＡＥＡに対して行動計画などの措置を検討するよう勧告。

- ・ ＮＰＴ非加盟国（キューバ、イスラエル、インド、パキスタン）に対し、ＮＰＴへの早期加盟、包括的保障措置協定及び追加議定書の早期締結を要請。
- ・ 包括的保障措置協定と追加議定書は統合保障措置として、一体として扱われるべきことを確認するとともに、統合保障措置概念の検討作業を優先的に進めることを推奨。
- ・ 新たな非核地帯の創設を歓迎するとともに、特に、中央アジア非核地帯条約構想の早期締結に向けた動きを歓迎。
- ・ 核兵器国における軍事用に不要となった余剰核物質に関しては、早急にＩＡＥＡ等の検認の下におかれるべきことを強調。
- ・ ＩＡＥＡが保障措置活動の責任をはたせるよう、全ての締約国に対し政治的、技術的、財政的支援を継続するよう要請。

2. 核物質防護、輸出管理等

- ・ 核物資防護、核物質の不法移転の防止及びそのための国際協力の重要性を確認。
- ・ 輸出管理のための国内規制の必要性を確認し、輸出管理の未実施国に対し適切な国内規制の確立と実施を勧告。
- ・ 輸出管理の透明性の向上を継続して実施すべきことを勧告。
- ・ プルトニウム管理指針によるプルトニウム管理の一層の透明性向上を歓迎し、参加国の拡大を推奨。高濃縮ウランについても同様の検討が行われることを期待。

III 地域問題

1. 中東

- ・ 中東決議は９５年ＮＰＴ無期限延長決定の基礎。
- ・ 中東諸国のＮＰＴ加入を歓迎し、イスラエルのＮＰＴへの加入の重要性を確認。
- ・ 中東地域のＩＡＥＡ包括的保障措置協定未締結国に対し、できるだけ早く締結すよう呼びかけ。
- ・ 全ての締約国に対し２００５年ＮＰＴ運用検討会議議長等の中東非大量破壊兵器地帯構想や９５年中東決議の目標の実現に向けてとられた措置につき報告することを要請。
- ・ 中東非大量破壊兵器地帯早期創設を確保するための協力の呼びかけ
- ・ イラクによるＩＡＥＡとの完全かつ継続的な協力及び義務の履行の重要性の確認。

2. 南アジア

- ・ ９８年５月のインド・パキスタンによる核実験につき、９８年６月の安保理決議１１７２を想起。両国に対し、右決議において示されたすべての措置をとるよう要請。両国は核兵器国としての地位を有さない。
- ・ 両国に対し、ＮＰＴ加入、ＣＴＢＴ署名、兵器用核分裂性物質生産モラトリアム

核関連物質等の輸出管理強化を要請。

3. 北東アジア

- ・ I A E Aが北朝鮮により申告された核関連物質の正確性、完全性を検証することができない状態が続いていることを懸念。
- ・ 北朝鮮が I A E A保障措置協定を完全に履行することを期待。

IV 原子力平和利用

1. N P Tと原子力の平和利用

- ・ N P Tが原子力平和利用協力を進めるための基本的枠組であることを確認
- ・ 技術協力、原子力安全確保等の重要性と、これらの分野で I A E Aが果たすべき役割を再確認。

2. 原子力安全、放射性物質の輸送、放射性廃棄物、損害賠償

- ・ 原子力の安全確保が平和利用の前提であることを確認。原子力安全条約等への加入促進を要請。
- ・ 放射性物質輸送が国際基準に従い、航海の自由等を損なわずに実施されるべきことを確認。海上輸送の沿岸国等の懸念に留意。海上輸送に関する措置と国際規制に係る検討と改善のための作業の継続を要請。
- ・ 使用済燃料及び放射性廃棄物の管理に関する条約の早期発効を希望。放射性廃棄物の海洋投棄を禁止したロンドン条約付属書の受諾を要請。
- ・ 有効な原子力損害賠償の枠組みの存在が重要であることを強調。

3. 技術協力等

- ・ 原子力平和利用における技術移転・協力のための I A E Aの役割の重要性を確認、このための財源確保の重要性を強調。
- ・ 途上国等との 2 国間技術協力の継続等を要請。

V 運用検討プロセスの強化

- (1) 当初 2 回の準備委員会では条約、9 5 年の決定及び中東決議、更に今後の運用検討会議の成果の実施に関する実質事項について審議する
- (2) その関連で条約に関連する重要な問題あるいは地域の問題もとりあげる
- (3) 運用検討会議への実質的勧告については最後の準備委員会で起草する
- (4) 準備委員会の検討結果はサマリーとする

町村外務大臣による２００５年ＮＰＴ運用検討会議における一般討論演説 (日本語仮訳)

(今次会議の意義)

議長、

私は、日本政府及び国民を代表して、閣下が本会議の議長に選出されたことに対し、心から祝意を表明いたします。

ＮＰＴは、現在大きな挑戦に直面しています。大量破壊兵器及びそれらの運搬手段の拡散は、安全保障上の最も深刻な問題の一つです。我々は、この会議をＮＰＴの權威と信頼を強化するための機会とすべきです。

私は、これまでも広島、長崎を度々訪問し、核の悲劇に触れてきましたが、今日、この会場に入る際、核の悲劇を示したパネルを見て、改めて胸を打たれました。被爆６０周年のこの機会に、核の悲劇を繰り返させないために、我々がＮＰＴへのコミットメントを再確認することを期待します。

(国連改革)

議長、

アナン事務総長は、その報告において、国際の平和と安全にとり軍縮・不拡散が一層重要となっていることを指摘されました。私は、国連がこの課題に取り組む上で重要な役割を果たすべきと信じています。ただ、そのためにも、国連自身、特に安保理の改革が不可欠です。我が国は、これまで、国際社会の先頭に立って軍縮・不拡散の目的のために努力してきました。我が国は、非核三原則を今後とも堅持しつつ、機能強化された国連において軍縮・不拡散のために一層積極的な役割を果たす役割を有しています。

(日本の重点事項)

議長、

私は、ＮＰＴの機能を強化するために特に５つの点を強く訴えたいと思います。

第一に地域問題に適切に対処することは極めて重要です。

特に、北朝鮮の核計画は、国際的な核不拡散体制への深刻な挑戦であるとともに、日本を含む北東アジア地域の平和と安定への直接の脅威です。本年２月に北朝鮮が核兵器の製造、保有を公言したことは、国際社会に深い懸念を惹起しました。我が国は、北朝鮮に対し、ＮＰＴ上の義務を遵守するとともに、信頼における国際的な検証の下、ウラン濃縮計画を含むすべての核計画の完全な廃棄を行うよう強く求めます。また、

北朝鮮に対し、早期に、無条件で六者会合に復帰するよう求めます。我が国は、今次会議において、北朝鮮に対し、これらの明確なメッセージが発出されることを望みます。

イランの核問題について我が国は、イランが累次のＩＡＥＡ理事会決議のすべての要求事項を誠実に履行することが重要と考えます。また、イランが自国の核計画がもっぱら平和的目的であるということについての「客観的保証」に、フランス、ドイツ及び英国との間で合意するよう求めます。

我が国は、インド、パキスタン及びイスラエルに対して、非核兵器国としてＮＰＴに無条件で早期に加入することを求めます。リビアの大量破壊兵器計画廃棄の決定を歓迎します。また、中東における非大量破壊兵器地帯創設を支持します。

第二に、核兵器のない平和で安全な世界を実現するためには、現実的な核軍縮措置を漸進的に実現していかなばなりません。この観点から、我が国は、包括的核実験禁止条約の発効要件国に早期の批准を求めます。また、兵器用核分裂性物質生産禁止条約の交渉の早期開始を求めます。

核兵器国による核兵器削減の努力は正当に評価されるべきですが、我が国は、すべての核兵器国に、すべての種類の核兵器の一層大幅な削減を含む、更なる核軍縮措置を求めます。

この点に関し、我々は、１９９５年に「原則及び目標」が、２０００年運用検討会議では１３の实际的措置が合意されたことを想起すべきです。

第三に、我が国は、核不拡散体制強化のためには、ＩＡＥＡ追加議定書の普遍化が最も現実的かつ効果的な方途と確信しており、この目的を積極的に推進してきています。我が国は、追加議定書を締結していないすべての国に対して更なる遅滞なく締結することを求めます。

第四に、出来る限り多くの国の能動的な協力によって不拡散体制全体を強化することも重要です。我が国は「拡散に対する安全保障構想」に積極的に参加するとともに、不拡散に関する安保理決議１５４０の誠実な履行を各国に求めます。

第五に、原子力の平和的利用は益々重要となってきましたが、原子力の平和的利用は、国際社会の信頼を得て行われなければなりません。このような信頼は、ＮＰＴ上の義務の誠実な履行と原子力活動の高い透明性の上に成り立つべきです。また、我が国は、このような配慮を踏まえてＩＡＥＡの技術協力を引き続き支援します。

(結語)

議長、

我が国は、今次会議が発出することを切実に希望する具体的メッセージの骨子を「21世紀のための21の措置」という提案にまとめて提出します。我が国は、これらの措置が、NPT体制の機能強化に貢献するものと信じます。私は、今次会議がNPT体制を更に強化するような力強く明確なメッセージを発出することを強く期待します。

ご静聴ありがとうございました。

2005年NPT運用検討会議：日本の提案

「21世紀のための21の措置」（概要）

注：見出しの番号及び項目立ては便宜上付したもの。21の措置提案における番号は本文右（ ）内の数字。

2005年NPT運用検討会議は、締約国に対し、国際の平和と安定に貢献するNPT体制を強化するとの決意を示す機会を提供するものである。

日本は、締約国がNPT運用検討会議において、NPTを強化するために取られるべき更なる措置について共通の理解に達するよう、努力を倍加させるべきと信じる。

このため、日本は、2005年NPT運用検討会議の最終成果物として発出される文書に含まれるべき以下の21の措置を提案する。

核軍縮

NPT第6条に基づき、また、1995年の「原則と目標」に関する決定のパラグラフ3及び4（c）並びに2000年NPT運用検討会議最終文書に従って、2005年NPT運用検討会議は、すべての締約国が核軍縮の目的のために更なる実質的な措置をとるべきことに合意する。

1. 更なる核兵器削減（1）

核兵器のない安全な世界の実現は、その廃絶に向けたプロセスにおいて、すべての核兵器国によるすべての種類の核兵器の不可逆的でより透明な形で一層の削減を含む、更なる措置を必要とすることに運用検討会議は合意する。

核兵器国による核兵器削減に関する進展を認識しつつ、運用検討会議は、ロシア及び米国に対して、戦略攻撃能力削減条約を完全に実施し、両国間の新たな戦略的關係に関する共同宣言に従って緊密な協議を継続するよう慫慂する。

2. 核兵器関連物質削減に関する国際協力（2）

軍事的必要性を超える核兵器の軍縮を加速するために、運用検討会議は、協調的脅威削減計画や大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル

・パートナーシップのような核兵器関連物質の削減を目的とした国際的強調の枠組みにおける努力を引き続き追求するよう関係国を慫慂する。

3. 核兵器システム運用態勢の低減 (3)

運用検討会議は、核兵器国が国際の安定と安全を促進するような形で核兵器システムの運用態勢をさらに低減させるよう求める。

4. 核兵器の役割低減 (4)

運用検討会議は、核兵器が使用される危険を低減し、その完全な廃絶のプロセスを促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を低減させる必要性を再確認する。

5. 核分裂性物質の安全確保 (5)

運用検討会議は、核兵器の削減から生じる核分裂性物質は最高度の水準で管理及び保護されねばならないことを強調する。また、運用検討会議は、すべての核兵器国に対し、軍事的目的に必要とされなくなった核分裂性物質が核兵器の目的に使用されることから不可逆的に除去されることを確保するために、それらの物質を実施できうる限り早期に国際的な検証の下に置くための取り決めを行うよう求める。

6. 包括的核実験禁止条約 (CTBT) の早期発効

(1) CTBT の早期発効及び核実験モラトリアムの継続 (6)

包括的核実験禁止条約の早期発効を達成するために、運用検討会議は、遅滞なくかつ無条件に、憲法上の手続きに従いCTBTを署名し、かつ批准することの重要性と緊急性を再確認する。

運用検討会議は、CTBTを批准していないすべての国、特に発効要件国である11ヶ国に対し、可能な限り早く批准するよう促す。また、運用検討会議は、核爆発実験に関する現在のモラトリアムは、CTBTが発効するまでの間、維持されるべきであることに合意する。

(2) CTBT 検証体制の確立の推進 (7)

運用検討会議は、CTBTの遵守を確保するために求められる国際監視システム (IMS) を含むCTBT検証体制の継続的な発展の重要性を再確認

する。

7. 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）即時交渉開始（8）

運用検討会議は、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）交渉の即時開始と早期妥結の重要性を再確認する。

運用検討会議は、FMCTの締結が核兵器の全面的廃絶へ向けての不可欠な要素であり、地球規模で核兵器用の核分裂性物質の生産を禁止し、検証制度を通じて当該物質の管理の透明性と信頼性を向上させることにより、核拡散防止にも貢献するものとなることを強調する。

運用検討会議は、全ての核兵器国及びNPT非締約国に対し、FMCT発効までの間、兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言することを要請する。

運用検討会議は、FMCT交渉即時開始の重要性に鑑み、締約国は、作業計画に合意することが、ジュネーブ軍縮会議（CD）にとっての最重要課題であると考える。

核不拡散

8. 地域問題

（1）北朝鮮（9）

運用検討会議は、北朝鮮の核計画は、朝鮮半島及び朝鮮半島を越えた地域の平和と安定を脅かすものであり、重大な懸念を表明する。

運用検討会議はまた、NPTから脱退するとの北朝鮮の決定は、引き続き国際的な不拡散体制への重大な挑戦であり、深い懸念を表明する。

運用検討会議はさらに、2005年2月10日付北朝鮮外務省声明は、北朝鮮が六者会合への参加を無期限に停止し、また、核兵器を製造した旨発表した。同声明に対して最大限の遺憾の意及び深い懸念を表明する。

運用検討会議は、北朝鮮に対して迅速にNPTを遵守し、ウラン濃縮計画を含む全ての核計画を、信頼のおける国際的な検証の下で、恒久的、徹底かつ透明性を以て、完全に廃棄することを求める。運用検討会議は、地域の平和と安全、安定が強化され、関係当事者の正当な利益と関心事項が満たされるべきである一方で、朝鮮半島は非核化されなければならないことを強調する。

運用検討会議は、本件を六者会合の枠組みの中で外交的手段を通じて平和

的に解決することの重要性を強調し、北朝鮮に対して六者会合に早期・無条件で復帰することを求める。

(2) イラン (10)

運用検討会議は、イランがすべてのウラン濃縮関連及び再処理活動の停止を自主的に継続し、拡大しているという事実の重要性を認識する。運用検討会議は、2003年10月までのイランの隠蔽政策が、IAEAとの保障措置協定を遵守するとのイランの義務に関する多くの違反という結果になったことへの強い懸念を再確認する。運用検討会議はさらに、イランに対して、累次のIAEA理事会決議のすべての要求事項を誠実に履行するよう求め、EU3（英仏独）／EUとイランとの現在の交渉プロセスが成功裡に終わることを期待する。運用検討会議は特に、イランが、EU3／EUとの交渉を通じて、イランの核計画がもっぱら平和的目的であるということについての十分な「客観的保証」を提供することに合意することが極めて重要であると考えている。

(3) リビア (11)

運用検討会議は、保障措置協定の要求事項を満たすことについてのリビアの過去の不備は、違反を構成するものであり、右に対し懸念を表明する一方、2003年12月に発表された、すべての大量破壊兵器計画を廃棄するとしたリビアの決定を歓迎する。運用検討会議は、北朝鮮及び大量破壊兵器の開発の疑いがあるその他の国が、リビアの例に倣うことを強く期待する。

9. IAEA保障措置の強化・効率化 (12)

運用検討会議は、それぞれの締約国において保障措置下に置かれている申告された核物質の転用がないこと、また申告されていない核物質及び原子力活動が当該締約国全体として存在していないことを確認するためのIAEAの保障措置活動に係る能力を高める必要性を再確認し、特に、現在の国際的な核不拡散体制を強化するための最も現実的かつ効果的な方途である追加議定書の普遍化の重要性を強調する。運用検討会議は、強化された保障措置システムが、将来のある時点から、NPT第3条1項により求められるNPT保障措置の標準となるべきであることを認識する。運用検討会議は、IAEAとの間で包括的保障措置協定及び／または追加議定書を締結していない国

に対し、更なる遅滞なく締結することを求める。

運用検討会議は、ＩＡＥＡが、統合保障措置の概念上の枠組み作りを完了し、包括的保障措置及び追加議定書の双方に基づいたＩＡＥＡ保障措置活動につき良好な結果をおさめた国々に対してその適用を開始したことを歓迎する。運用検討会議は、ＩＡＥＡが限られた資源の中でその保障措置の実効性及び効率性を極大化することを目指し、統合保障措置の適用が促進されることの重要性を認識し、ＩＡＥＡに対し、統合保障措置アプローチを強化するために必要な措置をとるよう懇請する。

１０．輸出管理の強化

（１）実効的な国内輸出管理制度の整備・実施（１３）

運用検討会議は、原子力専用品目及び原子力関連汎用品目の両者への輸出管理について、適切かつ実効的な国内法及び規則を未だ整備・実施していない締約国に対し、ザンガー委員会共通了解事項及びNSGガイドラインを基礎として、そのような整備・実施を行うことを求める。この関連で、運用検討会議は、２００４年４月に採択された国連安全保障理事会決議１５４０が、すべての国に対し、適切かつ実効的な国内輸出管理を整備し、発展させ、再検討し及び維持することを要求していることに留意する。

（２）機微な物質、施設、機材及び技術の移転の厳格な管理（１４）

運用検討会議は特に、濃縮及び再処理に関連する核兵器の開発に使用可能な機微な物質、施設、機材及び技術の移転を特別な管理の下におくための新たな措置を導入する必要性を認識し、かかる移転を抑制し、注意を払うよう締約国に求める。

（３）ＩＡＥＡ追加議定書の供給条件化（１５）

運用検討会議は、非核兵器国に対する、ザンガー委員会共通了解事項及びNSGパート１ガイドラインのトリガーリストのすべての品目に関する新たな原子力供給の取り決めには、追加議定書の締結を必要な前提条件とすることにさらに合意する。

１１．非核兵器地帯構想（１６）

運用検討会議は、地域の関係国の間の自由意思に基づいて設立され、国際的に認識された非核兵器地帯の概念は、地域及び世界の平和と安定に貢献す

ることに合意し、この概念への支持を再確認する。

運用検討会議は、様々な地域、特に中央アジア及び中東において、非核兵器地帯を設立するためになされた努力を評価し、この点に関する進展はNPTの信頼性を更に強化することに合意する。

12. 核テロ対策 (17)

運用検討会議は、核物質防護条約締約国に対し、本年7月に開催が予定される外交会合に参加し、同条約強化のための改正案に合意するよう求める。

運用検討会議は、「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」及び「放射線源の輸出入に関するガイダンス」がIAEA理事会で承認されたことを歓迎する。

運用検討会議は、国連総会による「核によるテロリズム行為の防止に関する条約」の採択を歓迎する。

運用検討会議は、すべての国は、安保理決議1540により適切な防護措置、国境管理及び法執行が要求されることに留意する。

原子力の平和的利用

13. 原子力の平和的利用の推進 (18)

運用検討会議は、NPT上の義務を誠実に履行し、高い透明性をもって、国際社会の信頼を得て原子力の平和的利用を行っている非核兵器国のかかる活動を不必要に制約すべきではないことを確認する。

運用検討会議は、原子力安全分野のIAEAの活動の促進を支持するとともに、可能な限り多くの国が原子力安全条約等のこの分野の国際条約に加入することを支持する。

運用検討会議は、使用済燃料及び放射性廃棄物管理の安全の世界的規模での強化を支持するとともに、可能な限り多くの国が使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に加入することの重要性を認識する。

運用検討会議は、特に、医療、農業、食糧、衛生、水資源分野等での原子力技術の平和的利用における国際的な技術協力は、全世界に大きな恩恵をもたらす上で重要な役割を果たすと認識する。また、技術協力プログラムの効率性と効果を引き続き向上させるとともに、特に途上国の自助努力と持続可能性を支援する活動を促進する上で、IAEAの技術協力活動の強化の必要性を強調する。

運用検討会議は、IAEA加盟国が可能な限り技術協力基金へ拠出するよう可能な限り努力するとともに、技術協力参加費用(National Participation Costs)の支払義務を果たすよう、また、プログラム費用(Assessed Programme Costs)の未納金を支払うよう求める。技術協力基金の資金問題については、「責任の分担」の概念に基づき、すべての加盟国がIAEA技術協力活動への資金拠出を行い、その活動を強化するための共通の責任を分担すべきである。

全体にかかる事項

14. NPTの規範性の強化

(1) NPTの普遍化 (19)

運用検討会議は、全ての非締約国、すなわちインド、イスラエル及びパキスタンに対し、非核兵器国として、早期にかつ無条件でNPTに加入し、求められる包括的保障措置協定及び追加議定書を発効させるよう促す。

運用検討会議は、NPT非締約国に対し、NPTに非核兵器国として加入するまでの間、条約を支持する実際的な措置を取るとともに、条約の目的及び意図を阻害するような行動を差し控えるよう強く促す。

(2) NPTからの脱退に対処するための効果的メカニズム (20)

運用検討会議は、NPTから脱退した締約国が、締約国である間に犯した違反に責任を追いつけることを再確認する。

運用検討会議は、核物質、施設、設備等の供給国に対しては、脱退以前に移転された核物質、施設、及び設備等の返還または無害化を要求することができるようにするために必要な取り決めを行うよう促す。

15. 軍縮・不拡散教育 (21)

運用検討会議は、締約国に対し、軍縮・不拡散教育に関する国連事務総長報告の勧告を適切に実施するために具体的活動を行い、このために取った努力に関する情報を自発的に共有するよう慫慂する。